

統計委員会運営規則

〔平成19年10月5日〕
〔統計委員会決定〕

（総則）

第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、統計法（平成十九年法律第五十三号）及び統計委員会令（平成十九年政令第三百号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（開催）

第二条 委員会は、毎月一回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

（委員以外の者の出席）

第三条 国又は地方公共団体の統計主管部課の長その他の委員長が議事に関係があると認められた者は、会議に出席することができる。ただし、出席者は、委員長の許可を得なければ発言することができない。

（委員会の公開）

第四条 委員会は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、委員会を非公開とすることができる。

（議事録）

第五条 委員長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。
- 3 委員会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平

かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

(部会の運営)

第六条 部会の議事については、第一条及び第三条から前条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委任規定)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十九年十月五日から施行する。